

富士見町スワローズ

球団案内・規約

私達「富士見町スワローズ」は富士見小・南台小・八坂小の学区域を中心とし、その周辺地域の学童と保護者及び協力者によって組織された、小球団であります。私達は、入団した全ての子供達が、野球と言う一つのスポーツに親しむ事を通して、明るくのびのびと育ってくれる事を願い「健全な心と身体を育てる」事を目標に、保護者を含めて子供と共に学んでいます。



球団案内

- 1、創立 昭和53年10月10日
- 2、上部団体 東村山市少年軟式野球連盟（体協）
- 3、参加大会 東村山市少年軟式野球連盟主催各大会
東京都学童大会 ヤナセ大会（春・秋）
コヤマドライビング杯 東西少年野球大会（春・秋）
青葉大会 秋水園大会 第一地区大会 東部リーグ 他

富士見町スワローズ規約

- 1、名称
軟式少年（学童）野球チーム「富士見町スワローズ」
- 2、事務所
球団代表宅
- 3、球団の運営
球団役員
球団代表 1 名、父母会長 1 名、会計 1 名、一部・二部監督各 1 名・顧問
原則として球団代表の指揮の元に、球団運営の責任を負う。
役員を増減・・・各年度の父母会が承認すれば、役員を増減することができる。
コーチ会
原則として保護者全員を対象とする。子供の野球及び生活指導に当たり、各監督が指揮をする。ヘッドコーチ制をとる。また、役員に協力する。
- 4、総会（納会）
毎年 1 2 月に行う。
役員は年次報告を行う。
- 5、会計
団員は会費を納入する。児童 1 人月額 2,000 円を球団及び父母会運営費とし、会計が管理する。
行事等による臨時的会費の徴収は役員会又は父母会の承認により行う。
- 6、ユニフォーム及び野球用具
ユニフォーム（アンダーシャツ・ストッキング・ベルト・帽子・ヘルメット含む）は球団指定の物を着用する。（各自負担）八坂駅徒歩 2 分「モリタスポーツ」で購入。
個人用具（グラブ・バット・スパイク等）は各自負担。
金属バットについては、JSBB 公認少年用を用いる。
その他防具類・ボールなどは球団で揃える。
- 7、連絡
球団からの必要事項の連絡は、球場で口頭もしくは文書で行う。
球団連絡網において行う。
練習・試合の出欠連絡は保護者から監督又は代表に行う。
- 8、児童の健康管理
原則として健康管理は保護者が行う。
練習及び試合については球団及び監督が健康上の理由で参加を禁止する
場合がある。
- 9、安全管理
球団はその管理下における事故に十分に注意を図る。
球団管理下で危険行為を犯す者には退団を通告する。
- 10、事故の処理
球団は、全員（選手・指導者）スポーツ傷害保険に加入する。
（一括加入する）
負傷事故があった場合、球団は直ちに必要な応急処置を行い保護者に受け継ぐ。
球団管理下での負傷事故については球団及び個人へのいかなる補償請求も行わない。
保険請求事務に対して球団は速やかに対処する。